（運用上の留意）

第二十七条　附則第十八条から前条までの規定の運用に当たっては、特定非営利活動促進法の精神にのっとり、組織変更後組合による組織変更時財産額に係る使用が公益の増進に寄与するよう留意しなければならない。

（実施規定）

第二十八条　この附則に特別の規定があるものを除くほか、この附則の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（過料）

第二十九条　次に掲げる場合には、企業組合若しくは特定非営利活動法人の役員又は附則第五条第四項第一号の組織変更後組合若しくは附則第十八条第一項の組織変更後組合の理事は、二十万円以下の過料に処する。

一　附則第五条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

二　附則第六条第一項若しくは第三項（これらの規定を附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定又は附則第十条第二項の規定による公告、催告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告、催告若しくは通知をしたとき。

三　附則第六条第六項（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組織変更をしたとき。

四　附則第十二条（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定又は附則第二十三条（附則第二十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　附則第十三条（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書面若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六　附則第十五条第一項（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

（労働者協同組合の名称の使用制限に関する経過措置）

第三十条　この法律の施行の際現にその名称中に労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第四条第二項の規定は、附則第四条に規定する期間内は、適用しない。

（労働者協同組合連合会の名称の使用制限に関する経過措置）

第三十一条　この法律の施行の際現にその名称中に労働者協同組合連合会であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第九十七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第三十二条　この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十三条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二　労働者協同組合に関すること。

第九条第一項第四号中「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）」の下に「、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）」を加える。

（会社法の一部改正）

第三十四条　会社法の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「並びに資金決済に関する法律」を「、資金決済に関する法律」に改め、「第六十三条の二十第七項」の下に「並びに労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九条第六項（同法第百十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十九号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制（第三条―第十条）
第三章　特定第二種水産動植物等に関する規制（第十一条）
第四章　雑則（第十二条―第十四条）
第五章　罰則（第十五条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2　この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

4　この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

5　この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

6　農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。